

平成16年5月27日

建材情報交流会

— 建築材料から“環境”を考える —

第9回 “安心・安全 PART-II”(防犯)

「指定建物錠の防犯性能表示」

(社)日本建築材料協会 技術委員会

(株)シブタニ クラビス事業部 市場開発室 室長 大塚 清弘

特殊開錠用具の所持の禁止に関する法律（平成15年法律第65号）の概要

- 第 1 条（目的）
 - 侵入犯罪防止
- 第 2 条（定義）
 - 一 建物錠：出入口の戸の錠
 - 二 特殊開錠用具：ピッキング用具・その他専用特殊開錠器具
 - 三 指定侵入工具：ドライバー・バールその他
 - 四 特定侵入行為：特殊開錠用具・指定侵入工具を用いて侵入
- 第 3 条（特殊開錠用具の所持の禁止）
- 第 4 条（指定侵入工具の携帯の禁止）
- 第 5 条（国及び地方公共団体の施策）
 - 防犯性能向上の促進・特定侵入行為防止の啓発及び知識の普及
- 第 6 条（建物錠等の防犯性能の向上）
 - 一 建物錠製造・輸入業は防犯性能向上に努力義務
 - 二 国家公安委員会の情報提供援助など
- 第 7 条（指定建物錠の防犯性能表示）
 - 一 表示義務
 - 二 表示に際しての遵守義務
- 第 8 条（表示に関する勧告及び命令）
 - 一 表示勧告
 - 二 勧告に係る措置の命令